参考資料3. 指定医の要件を満たす「専門医資格」一覧

厚生労働省告示第 433 号、第 444 号

学会名	専門医名	
日本内科学会	総合内科専門医	
日本小児科学会	小児科専門医	
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	
日本精神神経学会	精神科専門医	
日本外科学会	外科専門医	
日本整形外科学会	整形外科専門医	
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	
日本眼科学会	眼科専門医	
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医	
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	
日本医学放射線学会	放射線科専門医	
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	
日本病理学会	病理専門医	
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	
日本救急医学会	救急科専門医	
日本形成外科学会	形成外科専門医	
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	
日本消化器病学会	消化器病専門医	
日本循環器学会	循環器専門医	
日本呼吸器学会	呼吸器専門医	
日本血液学会	血液専門医	
日本中八辺帯春	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人	
日本内分泌学会 	科)専門医	
日本糖尿病学会	糖尿病専門医	
日本腎臓学会	腎臓専門医	

学会名	専門医名	
日本肝臓学会	肝臓専門医	
日本アレルギー学会	アレルギー専門医	
日本感染症学会	感染症専門医	
日本老年医学会	老年病専門医	
日本神経学会	神経内科専門医	
日本消化器外科学会	消化器外科専門医	
日本胸部外科学会	- 呼吸器外科専門医	
日本呼吸器外科学会	*T	
日本胸部外科学会		
日本心臓血管外科学会	心臓血管外科専門医	
日本血管外科学会		
日本小児外科学会	小児外科専門医	
日本リウマチ学会	リウマチ専門医	
日本小児循環器学会	小児循環器専門医	
日本小児神経学会	小児神経専門医	
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医	
日本周産期・新生児医学会	周産期(新生児)専門医	
口平同性期・初生児医子芸	周産期(母体・胎児)専門医	
日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医	
日本生殖医学会	生殖医療専門医	
日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医	
日本放射線腫瘍学会	妆 针 绉 込 處 車 間 医	
日本医学放射線学会	→ 放射線治療専門医 	
日本医学放射線学会	放射線診断専門医	
日本手外科学会	手外科専門医	
日本脊髄外科学会	- 脊椎脊髄外科専門医	
日本脊椎脊髄病学会		
日本集中治療医学会	集中治療専門医	

学会名	専門医名
	総合内科専門医
	小児科専門医
	皮膚科専門医
	精神科専門医
	外科専門医
	整形外科専門医
	産婦人科専門医
	眼科専門医
	耳鼻咽喉科専門医
	泌尿器科専門医
	脳神経外科専門医
	放射線科専門医
	麻酔科専門医
日本専門医機構	病理専門医
口不守门区城市	臨床検査専門医
	救急科専門医
	形成外科専門医
	リハビリテーション科専門医
	消化器病専門医
	循環器専門医
	呼吸器専門医
	血液専門医
	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人
	科)専門医
	糖尿病専門医
	腎臓専門医
	肝臓専門医
	アレルギー専門医

学会名	専門医名		
	感染症専門医		
	老年病専門医		
	神経内科専門医		
	消化器外科専門医		
	呼吸器外科専門医		
	心臓血管外科専門医		
	小児外科専門医		
	リウマチ専門医		
	小児循環器専門医		
日本専門医機構	小児神経専門医 小児血液・がん専門医		
口平守门区城博			
	周産期専門医		
	婦人科腫瘍専門医		
	生殖医療専門医		
	頭頸部がん専門医		
	放射線治療専門医		
	放射線診断専門医		
	手外科専門医		
	脊椎脊髄外科専門医		
	集中治療専門医		

参考資料4.指定医療機関の欠格および除外要件

欠格要件(法第14条第2項)

都道府県知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなるまでの者であるとき。
- (2) 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他国民の保健医療に関する 法律⁵⁴の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けるこ とがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者が、指定医療機関の指定を取り消され(法第23条)、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち取消しの処分の理由となった事実その他の事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規定による指定医療機関の指定の取消しに該当しないとすることが相当であると認められるもの55を除く。

【指定を取り消された者が法人である場合】

当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者(以下「役員等」という。)であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

【指定を取り消された者が法人でない場合】

当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日 以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないも

⁵⁴ 児童福祉法、医師法(昭和23年法律第201号)、歯科医師法(昭和23年法律第202号)、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)、医療法(昭和23年法律第205号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)(政令第6条)

⁵⁵ 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第 21 条第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、 当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定医療機関に よる業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定医療機関が有してい た責任の程度を確認した結果、当該指定医療機関が当該指定の取消しの理由となった事実について組織 的に関与していると認められない場合。

のを含む。

- (4) 申請者が、指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定するまでの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して 5 年を経過していないものであるとき。
- (5) 申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査(法第21条第1項)が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、申出の日から起算して5年を経過していないものであるとき。聴聞決定予定日は、当該検査の結果に基づき指定の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知56した場合における当該特定の日をいう。
- (6) (4) に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前60日以内にその申出に係る法人(指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の役員等又はその申出に係る法人でない者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していないものであるとき。
- (7) 申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに(1)から(7)までのいずれかに該当する者があるとき。
- (9) 申請者が、法人でない者で、その管理者が(1)から(7)までのいずれかに該当する者であるとき。

⁵⁶ 法第21条第1項の規定による検査が行われた日から10日以内に、当該検査日から起算して60日以内の 特定の日を通知する(省令第37条)。

除外要件(法第14条第3項)

都道府県知事は、申請者が次の(1)から(4)のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。

- (1) 当該申請に係る病院、診療所又は薬局が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション等(省令第38条)でないとき。
- (2) 当該申請に係る病院・診療所、薬局又は申請者が、特定医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて都道府県知事による指導 (法第 18 条) 又は勧告(法第 22 条第 1 項) を受けたものであるとき。
- (3) 申請者が、都道府県知事による命令(法第22条第3項)に従わないものであるとき。
- (4)(1)から(3)のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

参考資料 5. 指定医療機関療養担当規程

(厚生労働省告示第 437 号)

(指定医療機関の義務)

第一条 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「法」という。)第五条第一項に規定する指定難病の患者に対し特定医療を行う指定医療機関(同項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。)は、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第四十条に定めるところによるほか、この規程に定めるところにより、法の規定による特定医療を担当しなければならない。

(診療の拒否の禁止)

第二条 指定医療機関は、指定特定医療を受ける指定難病の患者(以下「受診者」という。)の診療を正当な理由なく拒んではならない。

(診療開始時の注意)

第三条 指定医療機関は、指定難病の患者又はその保護者(法第五条第一項に規定する 保護者をいう。)から法第七条第四項に規定する医療受給者証を提示して受診者の 診療を求められたときは、その医療受給者証が有効であることを確かめた後でな ければ診療をしてはならない。

(診療時間)

第四条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療をするほか、受診者が、 やむを得ない事情により、その診療時間に診療を受けることができないときは、 その者のために便宜な時間を定めて診療をしなければならない。

(診療録)

第五条 指定医療機関は、受診者に関する診療録に健康保険の例によって医療の担当に 関し必要な事項を記載しなければならない。 (帳簿)

第六条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

- 第七条 指定医療機関が受診者について次の各号のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して医療受給者証を交付した都道府県 に通知しなければならない。
- 一 受診者が正当な理由なく、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 受診者が詐欺その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者等に関する特例)

第八条 指定医療機関である健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項 に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第 四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する 訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護 予防サービス事業者(同法第八条の二第四項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあっては、第五条中「関する診療録」とあるのは「対する指定訪問 看護又は指定居宅サービス(訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(介護予防訪問看護に限る。)の提供に関する諸記録」と、「健康保険の例によって」とあるのは「健康保険又は後期高齢者医療の例によって(指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者にあっては介護保険の例によって)」と、それぞれ読み替えて適用する。

(薬局に関する特例)

第九条 指定医療機関である薬局にあっては、第五条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替えて適用する。

参考資料6. 医療費申告書

受診日	病院・薬局などの名称	F2-A793 1/679422	費の内訳
文的日	が脱 未用なこの右が	治療内容・ 医療品名など	かかった医療費(円) (10割分)
日			
В			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
•	合	ii-	
かかった医療	素費が確認できる領収書等 を	を添付すること。	

平成 年 月分 医療費申告書

参考資料7. 自己負担上限額管理票

(厚生労働省健康局疾病対策課「特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法 について(指定医療機関用)」平成26年12月26日より)

別紙様	別紙様式第3号					
	特 定 医 療 費 (指 定 難 病)					
	平成○○年○月分 自己負担上限額管理票					
受診:	者名	厚労 二郎		受給者番号	001123	
						Ħ
日	付	指定医療機関名	医療費総額(10割分)	自己負担額	自己負担の累積額(月額)	徴収印
ОЯ	ОВ	〇〇〇病院	10,000円	2,000円	2,000円	EI
ОЯ	ОВ	□□薬局	15,000円	3,000円	5,000円	(FI)
ОЯ	ОВ	〇〇〇病院	10,000円	2,000円	7,000円	ED
O月	ОВ	□□薬局	10,000円	2,000円	9,000円	ED
ОЯ	OB	〇〇〇病院	15,000円	1,000円	10,000円	ED
ОЯ	ОВ	〇〇〇病院	10,000円			
ОЯ	ОВ	□□薬局	5,000円			
月	日					
月	日					
月	B					
月	B					
月	日					
	<u>とおり、</u> 付	当月の自己負担上限額 	<u>(に達しました。</u> 指定医療	寮機関名		確認印
					ED ED	

参考資料 8. 小児慢性特定疾病対策との主な異同表

平成 29 年 4 月現在 日医総研作成

			小児慢性特定疾病対策	難病対策	
根拠	根拠		児童福祉法	難病の患者に対する医療等に関する法律	
事業主体			都道府県·指定都市·中核市	都道府県	
医療費助	対象年齢		18歳未満の児童等	年齢制限なし	
	対象疾病の数		722疾病	330疾病	
	対象疾病の要件		①児童期に発症する疾病 ②以下4要件に該当する疾病 ア 慢性に経過する疾病であること イ 生命を長期に脅かす疾病であること ウ 症状や治療が長期にわたって生活の質を 低下させる疾病であること エ 長期にわたって高額な医療の負担が続く疾病 であること ③診断基準・それに準ずるものがある疾病	①発病の機構が明らかでないこと ②治療方法が確立していないこと ③長期の療養を必要とすること ④患者が本邦において一定の人数に達しないこと ⑤診断に関し客観的な指標による一定の基準が 定まっていること	
成			①「対象疾病」であり、かつ②「状態の程度」に該当	①「対象疾病」であり、かつ②「重症度分類」に該当	
	認定基準		(①②に該当しない軽症患者への特例なし)	(①②)に該当しない場合であっても、高額な医療を継続することが必要な軽症者に対する特例あり)	
	助成内容		・自己負担2割 ・自己負担上限月額は指定難病の半額	・自己負担2割・自己負担上限月額は小児慢性特定疾病の倍額	
	職務		・診断書(医療意見書)の作成・診断書の内容を登録管理システムへ登録	・診断書(臨床調査個人票)の作成・診断書の内容を登録管理システムへ登録	
	種類		小児慢性特定疾病指定医	難病指定医/協力難病指定医	
	申請場所		勤務地のある都道府県・指定都市・中核市 (複数の医療機関に勤務する場合には すべての 都道 府県等へ申請)	主たる勤務地のある都道府県 (複数の医療機関に勤務する場合でも、申請は1箇所 でよい)	
	市並	時期	5年ごと	5年ごと	
	更新	研修	研修は1回受ければよい	5年ごとに研修を受講	
診断(指定	変更		勤務する医療機関の名称や所在地、○氏名(婚姻等により姓が変わった場合等)、○居住地、○連絡先、担当する診療科名、○医籍登録番号および登録年月日	勤務する医療機関の名称や所在地、○氏名(婚姻等により姓が変わった場合等)、○生年月日、○連絡先、担当する診療科名、○医籍登録番号および登録年月日	
医	辞退		60日以上の予告期間を設けて、辞退可 (死亡時の届け出規定は特になし)	予告期間を設けずに、辞退可 (指定医が死亡した場合、その者の家族または診療に 従事していた医療機関の管理者が都道府県に届出 要)	
	取消し		指定医が診断書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不適当と認められるとき	・医師免許の取消し又は医業停止を命ぜられたとき・法や命令に違反したとき又は、指定難病の診断や治療に関し著しく不当な行為を行ったとき 等	
	公表		氏名、勤務先の医療機関の名称および所在地、担当 する診療科名、変更、辞退、取消し等指定状況に変動 が生じた場合はその旨公表	氏名、勤務先の医療機関の名称および所在地、担当 する診療科名、変更、辞退、取消し等指定状況に変動 が生じた場合はその旨公表	
	指定医でない者 が作成した診断 書の効力		原則無効 ただし、都道府県等が指定医の診断書に準ずるものと 認めれば有効	原則無効 ただし、平成26年度中に都道府県に申請を行ってい れば有効	

			小児慢性特定疾病対策	難病対策
	責務		指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程等により良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行うこと	指定医療機関療養担当規程等により良質かつ適切な 特定医療を行うこと
	要件		①保健医療機関であること ②欠格事項に該当しないこと	①保健医療機関であること ②欠格事項に該当しないこと
	申請場所	听	勤務地のある都道府県・指定都市・中核市	主たる勤務地のある都道府県
	更新		6年ごと	6年ごと
治療(指	変更	項目	当該指定医療機関の名称及び所在地、開設者の住所・氏名または名称、保険医療機関である旨、標榜している診療科名、役員の氏名および職名等申請書に記載すべき事項	当該指定医療機関の名称及び所在地、開設者の住所・氏名または名称、保険医療機関である旨、標榜している診療科名、役員の氏名および職名等申請書に記載すべき事項
定		期間	10日以内	期間制限なし
医療	辞退		1ヶ月以上の予告期間を設けて、辞退可	1ヶ月以上の予告期間を設けて、辞退可
機	取消し		不正請求など	不正請求など
関制度)	公示		指定されたとき、および更新、変更、辞退、取消し等指 定状況に変動が生じた場合はその旨公示	指定されたとき、および更新、変更、辞退、取消し等指 定状況に変動が生じた場合はその旨公示
	指導·報告·勧告· 命令等		あり	あり
	選定医療機関以 外の医療機関に 受診した場合の 医療費支給可否		緊急その他やむを得ない事由により、必要と認められ た場合は支給可	緊急その他やむを得ない場合、指定医療機関であれば支給可、指定医療機関以外は支給不可
	厚生労働大臣の 命令や質問拒絶 に対する罰則		30万円以下の罰金	10万円以下の過料
療養	支援		自立支援事業(相談事業等)	療養生活環境整備事業(相談事業や訪問看護等)

参考資料9. 本書における関係法令

【法律】

○難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年5月30日法律第50号)

【政令】

○難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成 26 年 11 月 12 日政令第 358 号)

【省令】

○難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成 26 年 11 月 12 日省令第 121 号)

【告示】

- ○厚生労働省告示第393号 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の 規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定 に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年10月21日)
- ○厚生労働省告示第426号 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第2項第2号の厚生労働大臣が定める額(平成26年11月21日)
- ○厚生労働省告示第 427 号 難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 2 項第 3 号の厚生労働大臣が定める額 (平成 26 年 11 月 21 日)
- ○厚生労働省告示第428号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条第 1項第2号ロの厚生労働大臣が定めるもの(平成26年11月21日)
- ○厚生労働省告示第429号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第1条第 1項第6号の人工呼吸器その他の生命の維持に欠くことができない装置を装着して いることについて特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるもの(平 成26年11月21日)
- ○厚生労働省告示第 430 号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第 2 条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者及びその病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生 労働大臣が定めるもの(平成 26 年 11 月 21 日)
- ○厚生労働省告示第 431 号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第 3 条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成 26 年 11 月 21 日)

- ○厚生労働省告示第 432 号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第 3 条の規定により読み替えて適用される同令第 1 条第 1 項第 4 号口に規定する厚生労 働大臣が定めるもの(平成 26 年 11 月 21 日)
- ○厚生労働省告示第 433 号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 15 条第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格(平成 26 年 11 月 21 日)
- ○厚生労働省告示第 434 号 難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 3 項の 規定による特定医療に要する費用の額の算定方法及び同法第 17 条第 2 項の規定に よる診療方針(平成 26 年 11 月 21 日)
- ○厚生労働省告示第435号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第9条第 1項の規定により毎年度国が都道府県に対して負担する額の算定に関する基準(平 成26年11月21日)
- ○厚生労働省告示第 436 号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 22 条の規定による指定難病に係る医療に要した費用の額の算定方法 (平成 26 年 11 月 21 日)
- ○厚生労働省告示第 437 号 指定医療機関療養担当規程(平成 26 年 11 月 21 日)
- ○厚生労働省告示第438号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第9条第2項の規定により毎年度国が都道府県に対して補助する額の算定に関する基準(平成26年11月21日)
- ○厚生労働省告示第 444 号 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 15 条第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格(厚生労働省告示第 433 号)の一部改正(平成 27 年 11 月 18 日)
- ○厚生労働省告示第 266 号 難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項の 規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第 7 条第 1 項第 1 号の規定 に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成 26 年厚生労働省告示第 393 号) の一部改正(平成 27 年 5 月 13 日)
- ○厚生労働省告示第 375 号 難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成 27 年 9 月 15 日)
- ○厚生労働省告示第124号 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の 規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定

に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年厚生労働省告示第393号) の一部改正(平成29年3月31日)

【通知】

- ○厚生労働省健康局長「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」(平成 26 年 11 月 12 日健発 1112 第 1 号)
- ○厚生労働省健康局疾病対策課長「指定難病に係る臨床調査個人票について」(平成 26年11月12日健疾発1112第1号)
- ○厚生労働省健康局疾病対策課長「指定医の指定について」(平成 26 年 11 月 21 日健 疾発 1121 第 1 号)
- ○厚生労働省健康局疾病対策課長「指定医療機関の指定について」(平成 26 年 11 月 21 日健疾発 1121 第 2 号)
- ○厚生労働省健康局疾病対策課長「難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第 2 条に定める基準(軽症高額該当基準)に係る支給認定の手続き等について」(平 成 26 年 12 月 10 日健疾発 1210 第 1 号)
- ○厚生労働省健康局難病対策課長『「指定医の指定について」(平成 26 年 11 月 21 日健疾発 1121 第 1 号)の一部改正について』(平成 27 年 11 月 18 日健難発 1118 第 1 号)
- ○厚生労働省健康局難病対策課長「都道府県における地域の実情に応じた難病の医療 提供体制の構築について」 (平成 29 年 4 月 14 日健難発 0414 第 3 号)

【事務連絡】

○厚生労働省健康局疾病対策課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、保険局保健課「難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療及び児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務の取扱いについて」 (平成26年12月5日)

日医総研ワーキングペーパー「難病対策の概説」 改訂変遷

平成29年8月現在

平成27年 3月 初版発行

平成27年 7月 第2版発行(指定難病第二次実施分の追加に伴う改訂)

平成27年12月第2版一部修正

(難病指定医の要件を満たす専門医資格の改正に伴う修正)

平成29年8月第3版発行

(指定難病平成 29 年度実施分の追加および難病医療提供体制の見直 し等に伴う改訂)

以上

大阪市協力難病指定医質問シートの解答と日医総研ワーキングペーパーの参照ページ

- 1 (20ページ参照)
- 2 〇 (22ページ参照)
- 3 (23ページ参照)
- 4 (26ページ参照)

※大阪市では指定医の氏名、主たる勤務先の医療機関の名称・所在地・電話番号・診療 科目を公表しています。

- 5 (14ページ参照)
- 6 (15ページ参照)
- 7 (16ページ・72ページ参照)
- 8 (24ページ参照)
- 9 (25ページ参照)
- 10 (27ページ参照)